

緊急時における無人航空機(ドローン) による支援活動等に関する協定書

越谷市

NPO法人 クライシスマッパーズ・ジャパン



二、災無人

等の 害応

空法 おけ のと

する

載しを要のと

ける

i する

(連絡体制)

- 第5条 甲及び乙は、支援活動等を円滑かつ迅速に行うため、平常時から相互の連絡体制を定め、情報交換を行うものとする。
 - 2 甲においては、市民協働部危機管理課を窓口とする。

(経費の負担)

- 第6条 第2条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。
 - 2 前項の規定による経費のほかに経費の負担について判断しがたいときは、甲乙協 議のうえ定める。

(災害補償等)

- 第7条 協定業務に従事したものが、当該業務中に死亡し、又は負傷、疾病もしくは障害の 状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保 険法(昭和22年4月7日法律第50号)等の関係法令を適用する。
 - 2 乙が支援活動等の活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。
 - 3 前項の適用を受けない場合については、甲乙協議のうえ定める。

(効力)

- 第8条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
 - 2 前項の終了は、1か月前までに相手方に文書を持って通知するものとする。

(雑則)

第9条 本協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保 有する。

令和2年(2020年)8月26日

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

甲 越 谷 市

越谷市長 高 橋

努放え

東京都調布市国領町三丁目4番41号

Z NP0 法人クライシスマッパーズ・ジャパン理 事 長 古 橋 大 地



